所得税法施行令及び法人税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和二年九月九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百七十三号

所得税法施行令及び法人税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十八条第二項第三号及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第三十七条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

次に掲げる政令の規定中「するもの」の下に「（定款に同法第二十一条第一号の出資を行う旨の定めがあるものを除く。）」を加える。

一　所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第二百十七条第一号の二

二　法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第七十七条第一号の二

附　則

（施行期日）

1　この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和二年法律第四十一号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の所得税法施行令第二百十七条第一号の二の規定は、個人がこの政令の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に支出する所得税法第七十八条第一項に規定する特定寄附金について適用し、個人が施行日前に支出した当該特定寄附金については、なお従前の例による。

3　改正後の法人税法施行令第七十七条第一号の二の規定は、法人（人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。）が施行日以後に支出する寄附金について適用し、法人が施行日前に支出した寄附金については、なお従前の例による。

財務大臣　麻生　太郎

内閣総理大臣　安倍　晋三

省　令

○総務省令第八十六号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和二年法律第四十一号）の一部の施行に伴い、並びに住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一及び別表第五の規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年九月九日

総務大臣　高市　早苗

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前		
（法別表第一の総務省令で定める事務） **第一条**　［略］ ［2～160　略］ 161　法別表第一の百七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一・二　略］ 三　不動産の鑑定評価に関する法律第十九条の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 ［四～七　略］ ［162～178　略］ （法別表第五の総務省令で定める事務） **第五条**　［略］ ［2～54　略］ 55　法別表第五第二十七号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［削る］	（法別表第一の総務省令で定める事務） **第一条**　［同上］ ［2～160　同上］ 161　［同上］ ［一・二　同上］ 三　不動産の鑑定評価に関する法律第十九条第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 ［四～七　同上］ ［162～178　同上］ （法別表第五の総務省令で定める事務） **第五条**　［同上］ ［2～54　同上］ 55　［同上］ 一～六　［略］ ［56～64　略］	備考　表中の［　］の記載は注記である。	一～六　［同上］ ［56～64　同上］

附　則

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日（令和二年九月十日）から施行する。

○文部科学省令第三十号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条の二及び第二十六条の三第一項の規定に基づき、及び同法を実施するため、文部科学省所管補助金等の申請書等に係る電磁的記録及び電磁的方法を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年九月九日

文部科学大臣　萩生田光一